

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード&Mastercard 会員規約(個人)

改定前	改定後
マイ・バイすりボ会員特約 リボルビング払い専用カード特約 ヤングゴールドカード会員特約 デビューカード会員特約 ゴールド家族カードパーソナルアカウントタイプ特約 ETC カード特約(個人用) ETC システム利用規程 個人情報の取扱いに関する同意条項	マイ・バイすりボ会員特約 リボルビング払い専用カード特約 デビューカード会員特約 ヤングゴールドカード会員特約 関西みらい VISA ゴールド会員特約 ゴールド家族カードパーソナルアカウントタイプ特約 ETC カード特約(個人用) ETC システム利用規程 個人情報の取扱いに関する同意条項
第2条(家族会員)	第2条(家族会員)
2. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとし ます。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用した ことにより生じる 全て の責任を負うものとします。この場合、家族会員 は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知する ことを、あらかじめ承諾するものとします。	2. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をし た金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとし ます。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用した ことにより生じる すべての 責任を負うものとします。この場合、家族会員 は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知する ことを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 本会員は、家族会員が事由の 如何 を問わず本条第1項に規定する代 理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族 会員によるカード利用の中止を申出るものとします。本会員は、この申出 以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主 張することはできません。	4. 本会員は、家族会員が事由の いかな を問わず本条第1項に規定する代 理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族 会員によるカード利用の中止を申出るものとします。本会員は、この申出 以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主 張することはできません。
第4条(届出事項の変更等)	第4条(届出事項の変更等)
1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務 先、国籍、在留資格、在留期間、 取引 を行う目的、およびその他の項目(以 下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場合 を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネ ットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとしま す。	1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務 先、国籍、在留資格、在留期間、 取引き を行う目的、およびその他の項目 (以下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場 合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インター ネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとしま す。
3. 前2項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方 法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更 があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出 があったものとして 取り扱 うことがあります。なお、会員は当社の当該取 扱いにつき異議を述べないものとします。	3. 前2項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方 法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更 があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出 があったものとして 取扱 うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱 いにつき異議を述べないものとします。
第6条(カードの貸与と取扱い)	第6条(カードの貸与と取扱い)
1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」と いう)をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカー ド(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与 されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします(カード	1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」と いう)をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカー ド(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与 されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします(カード

に署名欄がある場合に限る)。本会員は、カード発行後も、届出事項(第4条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という) 手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人(以下「提携会社」という)と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します(ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合がある)。	に署名欄がある場合に限る)。本会員は、カード発行後も、届出事項(第4条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という) 手続きを当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人(以下「提携会社」という)と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します(ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合があります)。
3. 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または現金化を目的として商品・サービスの購入(当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目の如何を問わないものとします)その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。	3. 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または現金化を目的として商品・サービスの購入(当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目のいかんを問わないものとします)その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。
(1) 買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの	(1) 買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの
4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。	4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由のいかんを問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。
5. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前4項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。	5. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前4項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係るすべての債務について支払いの責を負うものとします。
第7条(カードの有効期限)	第7条(カードの有効期限)
2. 有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、送付を保留することができるものとします。	2. 有効期限の2カ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、送付を保留することができるものとします。
	第9条の2(会員利用総枠)
	1. 当社は、各本会員につき、本規約第9条で定めるカードの利用枠とは別に本会員に貸与したすべてのカードの中で割賦利用枠が最も高いカード(以下「親カード」という)の割賦利用枠と同額を本会員および家族会員に貸与したすべてのカードに係るリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限(以下「会員利用

	総枠」という)と定めるものとします。また、親カードの解約(本規約に定める解約事由が存在する場合を除く)もしくは割賦利用枠の減額または親カード以外のカードの割賦利用枠の増額等により、割賦利用枠が最も高いカードが親カード以外のカードとなった場合は、当該カードを新たな親カードと定めるものとします。なお、親カードを定めるに際し、割賦利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当社が親カードを任意に定めるものとします。
	2. 当社は、会員利用総枠について親カードの有効期限更新ごとにこれを見直すものとします。ただし、親カードの有効期限更新後、次回有効期限更新までの間に、前項による親カードの変更(複数回の親カードの変更を含む)が行われた場合において、当該期間内に会員利用総枠の見直しが行われなかった場合、当該期間における当初親カードの有効期限で会員利用総枠の見直しを行うこととします。また、会員利用総枠の見直しに際し、会員は、当社から求めがあった場合、会員利用総枠の見直しに必要と当社が判断する書類の提出・事実の照会に応じるものとします。
	3. 当社は、会員利用総枠の見直しを行った結果、法令の定め等により当社が必要と認めた場合、会員利用総枠および当社が貸与したすべてのカードの利用枠を任意に減額できるものとします。
	4. 当社は、会員が、本規約第21条、第22条、第23条で定める、期限の利益の喪失、会員資格の取消し、退会に該当した場合、会員利用総枠を取消すことができるものとし、当社が貸与したすべてのカードの利用枠も取消しされるものとします。
	5. 当社は、親カードが解約となった場合、当社が貸与した他のすべてのカードを解約することとします。ただし、本条第1項による親カードの変更を伴う親カードの解約の場合はこの限りではありません。
第10条(複数カード保有における利用の調整)	第10条(複数カード保有における利用の調整)
1. 当社が複数のカードを本会員に貸与している場合、原則当社は、そのすべてのカードを通算して第9条の規定を本会員に適用するものとします。	1. 当社が複数のカードを本会員に貸与している場合、原則、当社は、そのすべてのカードを通算して第9条の規定を本会員に適用するものとします。
第12条(紛失・盗難、偽造)	第12条(紛失・盗難、偽造)
1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生する全ての債務について支払いの責を負うものとします。	1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生するすべての債務について支払いの責を負うものとします。
第13条(会員保障制度)	第13条(会員保障制度)
1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。	1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察署および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
3.	3.

(6)カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)	(6)カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引きについての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません)
4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。	4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
第14条(カード利用の一時停止等)	第14条(カード利用の一時停止等)
6. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシング一括、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。	6. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
7. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。	7. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が充分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。	9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、一定期間カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金)取引について、カードの利用を制限することができるものとします。	10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金)取引きについて、カードの利用を制限することができるものとします。
第15条(付帯サービス等)	第15条(付帯サービス等)
4. 会員は、第22条に定める会員資格の取消をされた場合または第23条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済の特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。	4. 会員は、第22条に定める会員資格の取消しをされた場合または第23条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済の特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。
第16条(代金決済口座および決済日)	第16条(代金決済口座および決済日)
1. 本会員は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座からの口座振替、または通常貯金(以下預金口座および通常貯金を総称して「決済口座」という)からの自動払込みにより支払うものとします。ただし、本会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別	1. 本会員は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座からの口座振替または通常貯金(以下預金口座、通常貯金を総称して「決済口座」という)からの自動払込みにより支払うものとします。ただし、本会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する

途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本会員の希望なく当社が支払方法を変更することはないものとします。	方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本会員の希望なく当社が支払方法を変更することはないものとします。
3. ゴールドカード(提携カードを除く)、ヤングゴールドカードの本会員は、支払期日として、前項の他、26日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)を指定することもできますが決済口座は、りそな銀行および埼玉りそな銀行に限りです。	3. 当社が認めた場合に限り ゴールドカード(提携カードを除く)、ヤングゴールドカードの本会員は、支払期日として、前項の他、26日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)を指定することもできますが決済口座は、りそな銀行および埼玉りそな銀行に限りです。
4. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトにて閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します(ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携クレジットカードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します)。会員は Vpass 会員規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意のうえ、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛に書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知に かかる 当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知に かかる 手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。	4. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトにて閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します(ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携クレジットカードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します)。会員は Vpass 会員規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意のうえ、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛に書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知に 係る 当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知に 係る 手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。
第18条(決済口座の残高不足等による再振替等)	第18条(決済口座の残高不足等による再振替等)
2. 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みに かかる 費用(以下「再振替等にかかる費用」という)を負担するものとします。	2. 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みに 係る 費用(以下「再振替等に係る費用」という)を負担するものとします。
3. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。	3. 再振替等に係る費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。
第21条(期限の利益の喪失)	第21条(期限の利益の喪失)
1. (1) 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。 (2) 債務整理(任意整理を含む。以下同じ)を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。 (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 (4) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (5) リボ払ビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったと	1. (1) 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき (2) 債務整理(任意整理を含む。以下同じ)を開始する旨、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき (4) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき (5) リボ払ビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき

き。	
3. (1) 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。 (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (3) 本会員の信用状態が悪化したとき。	3. (1) 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき (3) 本会員の信用状態が悪化したとき
5. 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当社の本社または支店へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第18条第1項のただし書の定めにより支払うものとします。	5. 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当社の本社または支社へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第18条第1項のただし書の定めにより支払うものとします。
第22条(会員資格の取消)	第22条(会員資格の取消し)
1. (5)カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 (7)会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結の対象として指定する者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の①から②のいずれかに該当した場合	1. (5)カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 (7)会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の①から②のいずれかに該当した場合
(8) ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	(8) ③取引きに関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
5. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。	5. 当社は、会員資格の取消しを行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。
6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。	6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係るすべての債務について支払いの責を負うものとします。
第23条(退会)	第23条(退会)
2. 家族会員のみが退会をする場合は、退会する家族会員のカードおよび貸与されたチケット等を添え、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。	2. 家族会員のみが退会をする場合は、退会する家族カードおよび貸与されたチケット等を添え、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。
3. 会員は、前2項による手続のほか、電話等、当社が認める方法により退会の手続をすることもできます。この場合、カードおよびチケット等は当社の指示に従い、裁断のうえ破棄するものとします。	3. 会員は、本条第1項および第2項による手続きのほか、電話等、当社が認める方法により退会の手続きをすることもできます。この場合、カードおよびチケット等は当社の指示に従い、裁断のうえ破棄するものとします。
4. 前3項の退会手続を行った場合において、カードおよびチケット等の返還・裁断等を怠りカードおよびチケット等が不正に利用されたときは、会員はそれによる損害について責を負うものとします。	4. 本条第1項から第3項の退会手続を行った場合において、カードおよびチケット等の返還・裁断等を怠りカードおよびチケット等が不正に利用されたときは、会員はそれによる損害について責を負うものとします。

5. 本会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用した場合は会員番号を使用して生じたカード利用に係る 全て の債務について支払いの責を負うものとします。	5. 本会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用した場合は会員番号を使用して生じたカード利用に係る すべて の債務について支払いの責を負うものとします。
第24条(費用の負担)	第24条(費用の負担)
会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料(ただし、当社が受領するものは除きます)、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。	1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。
	2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替や自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシング利用代金を除く)の弁済の受領に要する費用として、所定の手料金を会員は負担するものとします。
第25条(合意管轄裁判所)	第25条(合意管轄裁判所)
会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかにかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。	会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかにかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社・支社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
第2部 カードによる取引と利用代金の支払い	第2部 カードによる取引と利用代金の支払い
第27条(カードショッピング)	第27条(カードショッピング)
2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。	2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。
3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。	3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟	4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加

店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。	盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとし、本会員は、退会・会員資格取消後であったとしても、カードを利用した場合は会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとし、また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、あらかじめ承諾するものとし、また、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとし、また、	6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとし、本会員は、退会・会員資格取消後であったとしても、カードを利用した場合は会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとし、また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、あらかじめ承諾するものとし、また、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとし、また、
7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとし、また、	7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとし、また、
第28条（立替払の承諾等）	第28条（立替払いの承諾等）
1. 会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとし、また、	1. 会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払いを行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消し、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとし、また、
(1)当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。	(1)当社が、加盟店等に対し立替払いを行うことを決定したこと（立替払いの現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払いは、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。

2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。	2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。																																												
3. 会員は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。	3. 会員は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。																																												
第30条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)	第30条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)																																												
1. 1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次の通りとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。	1. 1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。																																												
(1)1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。 支払期日が10日もしくは8日または13日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分、支払期日が26日の場合には、前月1日から前月末日までの利用分	(1)1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。支払期日が10日もしくは8日または13日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分、支払期日が26日の場合には、前月1日から前月末日までの利用分																																												
第31条(リボルビング払い)	第31条(リボルビング払い)																																												
1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします(一部の提携カードを除く)。	1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。																																												
<table><tr><th rowspan="2">毎月の締切日時点での残高</th><th colspan="4">翌月の弁済金</th></tr><tr><th>長期コース</th><th>標準コース</th><th>短期コース</th><th>定額コース</th></tr><tr><td>10万円以下</td><td>5千円</td><td>1万円</td><td>2万円</td><td rowspan="3">2万円(ゴールドカード会員の場合は3万円)以上1万円単位</td></tr><tr><td>10万円を超えて20万円まで</td><td>1万円</td><td>2万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>以後残高10万円増加毎に</td><td>5千円増加</td><td>1万円増加</td><td>2万円増加</td></tr></table>	毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金				長期コース	標準コース	短期コース	定額コース	10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円(ゴールドカード会員の場合は3万円)以上1万円単位	10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円	以後残高10万円増加毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加	<table><tr><th rowspan="2">毎月の締切日時点での残高</th><th colspan="4">翌月の弁済金</th></tr><tr><th>長期コース</th><th>標準コース</th><th>短期コース</th><th>定額コース</th></tr><tr><td>10万円以下</td><td>5千円</td><td>1万円</td><td>2万円</td><td rowspan="3">2万円(ゴールドカード会員の場合は3万円)以上1万円単位</td></tr><tr><td>10万円を超えて20万円まで</td><td>1万円</td><td>2万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>以後残高10万円増加ごとに</td><td>5千円増加</td><td>1万円増加</td><td>2万円増加</td></tr></table>	毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金				長期コース	標準コース	短期コース	定額コース	10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円(ゴールドカード会員の場合は3万円)以上1万円単位	10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円	以後残高10万円増加ごとに	5千円増加	1万円増加	2万円増加
毎月の締切日時点での残高		翌月の弁済金																																											
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース																																									
10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円(ゴールドカード会員の場合は3万円)以上1万円単位																																									
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円																																										
以後残高10万円増加毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加																																										
毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金																																												
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース																																									
10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円(ゴールドカード会員の場合は3万円)以上1万円単位																																									
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円																																										
以後残高10万円増加ごとに	5千円増加	1万円増加	2万円増加																																										
4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。	4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。																																												
6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。	6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。																																												
第32条(分割払い)	第32条(分割払い)																																												
1. (1)カード利用の都度分割払いを指定する方法	1. (1)カード利用の都度分割払いを指定する方法。																																												
2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払い手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボー	2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払い手数料は別表のとおりとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、4回払いおよび24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定でき																																												

ナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。	ます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の 通り にカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。	5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の とおり にカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。
第33条(遅延損害金)	第33条(遅延損害金)
1. 平成21年11月26日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の 通り とします。	1. 平成21年11月26日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の とおり とします。
2. 平成21年11月26日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の 通り とします。	2. 平成21年11月26日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の とおり とします。
第35条(支払停止の抗弁)	第35条(支払停止の抗弁)
1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される 取引 、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 (1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと。 (2) 商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。 (3) その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。	1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される 取引 き 、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 (1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと (2) 商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること (3) その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること
2. 当社は、会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所定の 手続 をとるものとします。	2. 当社は、会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所定の 手続 き をとるものとします。
5. (1) 売買契約が会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。 (2) リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき。 (3) 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。 (4) 会員が日本国外においてカードを利用したとき。 (5) 第6条第3項に違反するなど会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。	5. (1) 売買契約が会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき (2) リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき (3) 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき (4) 会員が日本国外においてカードを利用したとき。 (5) 第6条第3項に違反するなど会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
第36条(キャッシングリボの 取引 を行う目的・利用方法)	第36条(キャッシングリボの 取引 き を行う目的・利用方法)
本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャ	本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャ

キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。	キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。
第37条(キャッシングリボの利率および利息の計算)	第37条(キャッシングリボの利率および利息の計算)
2. お持ちのカードを他のカードに 切替え たときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。	2. お持ちのカードを他のカードに 切替 たときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
4. 毎月の利息額は、毎月の締切日(支払期日が10日または8日または13日の場合には前月15日、26日の場合は前月末日)までの日々の残高に対し年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1 ヶ月 分とし、第16条に従い当月の支払期日に支払うものとします。	4. 毎月の利息額は、毎月の締切日(支払期日が10日または8日または13日の場合には前月15日、26日の場合は前月末日)までの日々の残高に対し年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1 ヵ月 分とし、第16条に従い当月の支払期日に支払うものとします。
第39条(遅延損害金)	第39条(遅延損害金)
2. 前項の 取扱い はキャッシング一括および海外キャッシングサービスの場合も同様とします。	2. 前項の 取扱い はキャッシング一括および海外キャッシングサービスの場合も同様とします。
第41条(キャッシング一括の 取引 を行う目的・利用方法)	第41条(キャッシング一括の 取引 を行う目的・利用方法)
本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。	本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。
第44条(海外キャッシングサービスの 取引 を行う目的・利用方法)	第44条(海外キャッシングサービスの 取引 を行う目的・利用方法)
本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシングサービスとして別途定める方法により、海外キャッシングサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家	本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシングサービスとして別途定める方法により、海外キャッシングサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとしま

族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。	す。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。																																																																																								
第47条(海外キャッシュサービスの ATM 手数料)	第47条(海外キャッシュサービスの ATM 等手数料)																																																																																								
第48条(キャッシング利用時およびお支払い時の書面の交付)	第48条(キャッシング利用時およびお支払い時の書面の交付)																																																																																								
※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した本会員は、当社から上記第48条に関する通知または上記第48条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申立てることができるものとします。	※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した本会員は、当社から上記第48条に関する通知または上記第48条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヵ月以内に異議を申立てることができるものとします。																																																																																								
<キャッシングリボご利用時のご注意>	<キャッシングリボご利用時のご注意>																																																																																								
キャッシングリボの返済方法が毎月元利定額返済の場合、毎月の返済額はご利用残高により以下のとおり変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。 また、当社が定める会員規約(改定があった場合には改定前の会員規約を含みます。)により既に毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。	キャッシングリボの返済方法が毎月元利定額返済の場合、毎月の返済額はご利用残高により以下のとおり変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。また、当社が定める会員規約(改定があった場合には改定前の会員規約を含みます)によりすでに毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。																																																																																								
<table><tr><th>項番</th><th>対象条件</th><th>締切日時点 残高</th><th>変更前 毎月返済金額</th><th>変更後 毎月返済金額</th></tr><tr><td rowspan="5">①</td><td rowspan="5">以下いずれかの条件に合致する方 ・2019年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2019年4月2日以降に会員の申出により右の条件を希望された方 ・2019年4月2日以降に会員の申出によりカードを切替された方 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方</td><td>10万円超</td><td>1万円未満</td><td>1万円</td></tr><tr><td>20万円超</td><td>1万5千円未満</td><td>1万5千円</td></tr><tr><td>50万円超</td><td>2万円未満</td><td>2万円</td></tr><tr><td>70万円超</td><td>2万5千円未満</td><td>2万5千円</td></tr><tr><td>90万円超</td><td>3万円未満</td><td>3万円</td></tr><tr><td rowspan="3">②</td><td rowspan="3">①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2019年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日以降2019年4月1日までに会員の申出によりカードを切替いただいた方 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。</td><td>20万円超</td><td>2万円未満</td><td>2万円</td></tr><tr><td>70万円超</td><td>3万円未満</td><td>3万円</td></tr><tr><td>200万円超</td><td>4万円未満</td><td>4万円</td></tr><tr><td rowspan="3">③</td><td rowspan="3">上の①②に該当しない方</td><td>50万円超</td><td>2万円未満</td><td>2万円</td></tr><tr><td>100万円超</td><td>3万円未満</td><td>3万円</td></tr><tr><td>200万円超</td><td>4万円未満</td><td>4万円</td></tr></table>	項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済金額	変更後 毎月返済金額	①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2019年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2019年4月2日以降に会員の申出により右の条件を希望された方 ・2019年4月2日以降に会員の申出によりカードを切替された方 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方	10万円超	1万円未満	1万円	20万円超	1万5千円未満	1万5千円	50万円超	2万円未満	2万円	70万円超	2万5千円未満	2万5千円	90万円超	3万円未満	3万円	②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2019年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日以降2019年4月1日までに会員の申出によりカードを切替いただいた方 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。	20万円超	2万円未満	2万円	70万円超	3万円未満	3万円	200万円超	4万円未満	4万円	③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円	100万円超	3万円未満	3万円	200万円超	4万円未満	4万円	<table><tr><th>項番</th><th>対象条件</th><th>締切日時点 残高</th><th>変更前 毎月返済金額</th><th>変更後 毎月返済金額</th></tr><tr><td rowspan="5">①</td><td rowspan="5">以下いずれかの条件に合致する方。 ・2019年4月2日*以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方。 ・2019年4月2日*以降に会員の申出により右の条件を希望された方。 ・2019年4月2日*以降に会員の申出によりカードを切替された方。 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日*以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方。</td><td>10万円超</td><td>1万円未満</td><td>1万円</td></tr><tr><td>20万円超</td><td>1万5千円未満</td><td>1万5千円</td></tr><tr><td>50万円超</td><td>2万円未満</td><td>2万円</td></tr><tr><td>70万円超</td><td>2万5千円未満</td><td>2万5千円</td></tr><tr><td>90万円超</td><td>3万円未満</td><td>3万円</td></tr><tr><td rowspan="3">②</td><td rowspan="3">①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2019年4月1日*までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日*以降2019年4月1日*までに会員の申出によりカードを切替いただいた方。 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日*以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方。</td><td>20万円超</td><td>2万円未満</td><td>2万円</td></tr><tr><td>70万円超</td><td>3万円未満</td><td>3万円</td></tr><tr><td>200万円超</td><td>4万円未満</td><td>4万円</td></tr><tr><td rowspan="3">③</td><td rowspan="3">上の①②に該当しない方。</td><td>50万円超</td><td>2万円未満</td><td>2万円</td></tr><tr><td>100万円超</td><td>3万円未満</td><td>3万円</td></tr><tr><td>200万円超</td><td>4万円未満</td><td>4万円</td></tr></table>	項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済金額	変更後 毎月返済金額	①	以下いずれかの条件に合致する方。 ・2019年4月2日*以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方。 ・2019年4月2日*以降に会員の申出により右の条件を希望された方。 ・2019年4月2日*以降に会員の申出によりカードを切替された方。 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日*以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方。	10万円超	1万円未満	1万円	20万円超	1万5千円未満	1万5千円	50万円超	2万円未満	2万円	70万円超	2万5千円未満	2万5千円	90万円超	3万円未満	3万円	②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2019年4月1日*までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日*以降2019年4月1日*までに会員の申出によりカードを切替いただいた方。 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日*以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方。	20万円超	2万円未満	2万円	70万円超	3万円未満	3万円	200万円超	4万円未満	4万円	③	上の①②に該当しない方。	50万円超	2万円未満	2万円	100万円超	3万円未満	3万円	200万円超	4万円未満	4万円
項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済金額	変更後 毎月返済金額																																																																																					
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2019年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2019年4月2日以降に会員の申出により右の条件を希望された方 ・2019年4月2日以降に会員の申出によりカードを切替された方 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方	10万円超	1万円未満	1万円																																																																																					
		20万円超	1万5千円未満	1万5千円																																																																																					
		50万円超	2万円未満	2万円																																																																																					
		70万円超	2万5千円未満	2万5千円																																																																																					
		90万円超	3万円未満	3万円																																																																																					
②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2019年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日以降2019年4月1日までに会員の申出によりカードを切替いただいた方 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。	20万円超	2万円未満	2万円																																																																																					
		70万円超	3万円未満	3万円																																																																																					
		200万円超	4万円未満	4万円																																																																																					
③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円																																																																																					
		100万円超	3万円未満	3万円																																																																																					
		200万円超	4万円未満	4万円																																																																																					
項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済金額	変更後 毎月返済金額																																																																																					
①	以下いずれかの条件に合致する方。 ・2019年4月2日*以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方。 ・2019年4月2日*以降に会員の申出により右の条件を希望された方。 ・2019年4月2日*以降に会員の申出によりカードを切替された方。 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日*以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方。	10万円超	1万円未満	1万円																																																																																					
		20万円超	1万5千円未満	1万5千円																																																																																					
		50万円超	2万円未満	2万円																																																																																					
		70万円超	2万5千円未満	2万5千円																																																																																					
		90万円超	3万円未満	3万円																																																																																					
②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2019年4月1日*までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日*以降2019年4月1日*までに会員の申出によりカードを切替いただいた方。 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日*以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方。	20万円超	2万円未満	2万円																																																																																					
		70万円超	3万円未満	3万円																																																																																					
		200万円超	4万円未満	4万円																																																																																					
③	上の①②に該当しない方。	50万円超	2万円未満	2万円																																																																																					
		100万円超	3万円未満	3万円																																																																																					
		200万円超	4万円未満	4万円																																																																																					
当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。	*旧関西クレジットカードの方は2019年4月2日を2018年4月2日、2019年4月1日を2018年4月1日、2017年2月13日を2016年4月1日と読み替えます。 当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。																																																																																								
<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>	<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>																																																																																								

●キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用条件			
名 称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 (ボーナス月増額返済あり)	最長4年1か月・49回(新規ご契約ご利用枠50万円、実質年率18.0%、毎月返済額1万5千円、50万円をご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員…実質年率15.0%～18.0% ゴールドカード会員…実質年率15.0%
キャッシング一括	元利一括	21日～56日	実質年率
海外キャッシュサービス	返済	(ただし暦による)・1回	15.0%～18.0%

※キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用枠が0円の場合			
名 称	返済方法	返済予定総額および返済期間・回数等	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	0円、0日・0回	一般会員…実質年率15.0%～18.0% ゴールドカード会員…実質年率15.0%
キャッシング一括	元利一括	0円、0日・0回	実質年率
海外キャッシュサービス	返済	0円、0日・0回	15.0%～18.0%
●担保・保証人…不要			
●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM 手数料(取扱金額1万円以下:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))・再振替等に**かかる**費用			
●本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。			
●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。			
<割賦販売における用語の読み替え>			
会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における**法定用語**を以下の**通り**読み替えます。			

●キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用条件			
名 称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 (ボーナス月増額返済あり)	最長4年1 ヵ 月・49回(新規ご契約ご利用枠50万円、実質年率18. 00 %、毎月返済額1万5千円、50万円をご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員…実質年率15. 00 %～18. 00 % ゴールドカード会員…実質年率15. 00 %
キャッシング一括	元利一括	21日～56日	実質年率
海外キャッシュサービス	返済	(ただし暦による)・1回	15. 00 %～18. 00 %

※キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用枠が0円の場合			
名 称	返済方法	返済予定総額および返済期間・回数等	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	0円、0日・0回	一般会員…実質年率15.**00**%～18.**00**% ゴールドカード会員…実質年率15.**00**%
キャッシング一括	元利一括	0円、0日・0回	実質年率
海外キャッシュサービス	返済	0円、0日・0回	15.**00**%～18.**00**%
●担保・保証人…不要			
●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM 手数料(取扱金額1万円以下:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))・再振替等に**係る**費用			
●本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。			
●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。			
<割賦販売における用語の読み替え>			
会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における**用語**を以下のと**おり**読み替えます。			

・元金定額コースの場合…10,000円 ・標準コースの場合…9,405円(③10,000円－①595円) ③弁済金 ・元金定額コースの場合…10,595円(①595円＋②10,000円) ・標準コースの場合…10,000円 ④お支払後残高 ・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円－10,000円) ・標準コースの場合…30,595円(40,000円－9,405円)	・元金定額コースの場合…10,000円 ・標準コースの場合…9,405円(③10,000円－①595円) ③弁済金 ・元金定額コースの場合…10,595円(①595円＋②10,000円) ・標準コースの場合…10,000円 ④お支払後残高 ・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円－10,000円) ・標準コースの場合…30,595円(40,000円－9,405円)																																																																																				
<分割払いのお支払例> 利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合 ①分割払い手数料…50,000円×(6.70円÷100円)=3,350円 ②支払総額…50,000円+3,350円=53,350円 ③分割支払額…53,350円÷10回=5,335円 2024年10月1日から適用 <分割払いのお支払例> 利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合 ①分割払い手数料…50,000円×(6.80円÷100円)=3,400円 ②支払総額…50,000円+3,400円=53,400円 ③分割支払額…53,400円÷10回=5,340円”	<分割払いのお支払例> 利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合 ①分割払い手数料…50,000円×(6.80円÷100円)=3,400円 ②支払総額…50,000円+3,400円=53,400円 ③分割支払額…53,400円÷10回=5,340円																																																																																				
<繰上返済の可否および方法> <table><tr><th></th><th>1回払い</th><th>リボルビング払い</th><th>分割払い</th><th>キャッシングリボ</th><th>キャッシング一括</th><th>海外キャッシングサービス</th></tr><tr><td>当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い5千円単位)</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○ (全額返済のみ)</td><td>○ (全額返済のみ)</td><td>○</td></tr><tr><td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法</td><td>—</td><td>○</td><td>○ (全額返済のみ)</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)</td><td>○</td><td>○</td><td>○ (全額返済のみ)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>当社へ現金を持参して返済する方法</td><td>○</td><td>○</td><td>○ (全額返済のみ)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></table>		1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い5千円単位)	×	○	×	○ (全額返済のみ)	○ (全額返済のみ)	○	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	—	○	○ (全額返済のみ)	○	×	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ)	○	○	○	当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ)	○	○	○	当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×	×	<繰上返済の可否および方法> <table><tr><th></th><th>1回払い</th><th>リボルビング払い</th><th>分割払い</th><th>キャッシングリボ</th><th>キャッシング一括</th><th>海外キャッシングサービス</th></tr><tr><td>当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い1,000円単位)</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○ (全額返済のみ)</td><td>○ (全額返済のみ)</td></tr><tr><td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法</td><td>—</td><td>○</td><td>○ (全額返済のみ)</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)</td><td>○</td><td>○</td><td>○ (全額返済のみ)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>当社へ現金を持参して返済する方法</td><td>○</td><td>○</td><td>○ (全額返済のみ)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></table>		1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い1,000円単位)	×	○	×	○	○ (全額返済のみ)	○ (全額返済のみ)	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	—	○	○ (全額返済のみ)	○	×	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ)	○	○	○	当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ)	○	○	○	当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×	×
	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス																																																																															
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い5千円単位)	×	○	×	○ (全額返済のみ)	○ (全額返済のみ)	○																																																																															
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	—	○	○ (全額返済のみ)	○	×	×																																																																															
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ)	○	○	○																																																																															
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ)	○	○	○																																																																															
当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×	×																																																																															
	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス																																																																															
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い1,000円単位)	×	○	×	○	○ (全額返済のみ)	○ (全額返済のみ)																																																																															
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	—	○	○ (全額返済のみ)	○	×	×																																																																															
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ)	○	○	○																																																																															
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ)	○	○	○																																																																															
当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×	×																																																																															
※3:リボルビング払いを ATM から入金またはコンビニエンスストアで繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。 ※4:キャッシング一括と海外キャッシングサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する場合、同一期間内に利用したキャッシング一括および海外キャッシングサービス全件のみ返済が可能です。 ※6:本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カー	※3:リボルビング払いを ATM 等から入金またはコンビニエンスストアで繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。 ※4:キャッシング一括と海外キャッシングサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATM等から入金して返済する場合、同一期間内に利用したキャッシング一括および海外キャッシングサービス全件のみ返済が可能です。 ※6:本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カー																																																																																				

ドまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済の 手続き の全部または一部(手続き が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続きを行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員のカードおよび 家族会員のカード ならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。	ドまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済の 手続き の全部または一部(手続き が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続きを行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員のカードおよび 家族カード ならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。
(2024年4月改定)	(2025年1月改定)

マイ・ペイすりぽ会員特約

第2条(カード利用代金の支払区分)	第2条(カード利用代金の支払区分)
1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第29条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日(支払期日が10日もしくは8日または13日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ)時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりぽ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、 全て 支払区分が1回払いとなる場合があります。	1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第29条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日(支払期日が10日もしくは8日または13日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ)時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりぽ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、 すべて 支払区分が1回払いとなる場合があります。
2. (1)定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に3%を乗じた額(1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低 支払い元金 を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします)に、本条第4項に定める手数料を加算した額 (2)元金定額コースを指定した場合は、5千円以上の当社が指定する金額。(ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額	2. (1)定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に3%を乗じた額(1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低 支払元金 を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします)に、本条第4項に定める手数料を加算した額 (2)元金定額コースを指定した場合は、5千円以上の当社が指定する金額(ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)。または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額
4. (1)支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高(付与単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分として支払期日に後払いするものとします。	4. (1)支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高(付与単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を 1ヵ月 分として支払期日に後払いするものとします。
第7条(会員規約の適用)	第7条(会員規約の適用)
8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合	8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円) ①お支払い元金 ④お支払い後残高 ◆第2回(11月10日)お支払い ①手数料(10月11日～10月15日までの分) ・定率コースの場合…47,000円×15.0%×5日÷365日=96円 ・元金定額コースの場合…40,000円×15.0%×5日÷365日=82円	◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円) ①お支払元金 ④お支払後残高 ◆第2回(11月10日)お支払い ①手数料(10月11日～10月15日までの分) ・定率コースの場合…47,000円×15.00%×5日÷365日=96円 ・元金定額コースの場合…40,000円×15.00%×5日÷365日=82円
(2023年4月改定)	(2025年1月改定)

リボルビング払い専用カード特約

第1条(リボルビング払い専用カード)	第1条(リボルビング払い専用カード)
りそなカード株式会社(以下「当社」という)は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード(以下「カード」という)の個人会員(以下「会員」という)が、本特約および Visa カード & Mastercard 会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方に対し、リボルビング払い専用カード(以下「リボ専用カード」という)を追加して発行・貸与します。	りそなカード株式会社(以下「当社」という)は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード(以下「カード」という)を貸与された個人の本会員が、本特約および Visa カード & Mastercard 会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方(以下「会員」という)に対し、リボルビング払い専用カード(以下「本カード」という)を追加して発行・貸与します。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。
第2条(年会費)	第2条(年会費)
リボ専用カードの年会費は、平成6年8月以降、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しません。	本カードの年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。
第3条(利用代金の支払い)	第3条(利用代金の支払い)
リボ専用カードの利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金が、本会員が会員規約第31条で指定する支払コースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。また、会員がリボ専用カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はリボ専用カード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店でご利用した場合には1回払いとなる場合があります。	本カードでのショッピング利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における当該代金が、会員規約第31条に基づき会員が指定した支払いコースの毎月支払額(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合はリボルビング払いとします。また、会員が本カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分は本カード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。
第4条(利用枠)	第4条(利用枠)
リボ専用カードは、カードの利用枠およびカードのリボルビング払いの利用枠の範囲内で利用できるものとします。なお、カードのリボルビング払いの利用枠を超えてリボ専用カードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。	本カードは、カード利用枠およびカードのリボルビング払いの利用枠の範囲内で利用できるものとします。なお、カードのリボルビング払いの利用枠を超えて本カードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払い扱いとして支払うものとします。
第5条(手数料率および手数料の計算)	第5条(手数料率および手数料の計算)
リボ専用カードの利用については、その未決済残高に対し、会員規約の	本カードの利用については、その未決済残高に対し、会員規約で定めた

「第2部カードによる取引と利用代金の支払」に関する規定に定めた割合・方法で手数料を支払うものとします。	割合・方法で手数料を支払うものとします。
第6条(キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシングサービス等)	第6条(キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシングサービス等)
リボ専用カードでは、会員規約のキャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシングサービス等は当社が認めたものについて利用できるものとします。	当社が適当と認めた場合、会員は、会員規約で定めるキャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシングサービス等を本カードで利用できるものとします。
第7条(カードの更新)	第7条(カードの更新)
カードの有効期限はカード表面に記載した月の末日までとし、カード有効期限の2ヶ月前の時点で過去2年間にカード利用のない場合、カードの更新は行わないものとします。	カードの有効期限はカード券面に記載した月の末日までとし、カード有効期限の2ヶ月前の時点で過去2年間にカード利用のない場合、カードの更新は行わないものとします。
以上	
(2009年6月改定)	(2025 年 1 月改定)

デビューカード会員特約

ヤングゴールドカード会員特約

関西みらい VISA ゴールド会員特約

	20代年会費特別割引サービスにて入会した会員は、満30歳になった後に最初に到来するカード更新時に年会費特別割引サービスが終了し、通常のゴールドカード会員と同じ年会費となることをあらかじめ了承します。
--	---

ゴールド家族カードパーソナルアカウントタイプ特約

第5条(利用明細の送付)	第5条(利用明細の送付)
PA-TYPE カードの利用明細は、PA-TYPE カード会員あてに送付するものとします。	PA-TYPE カードの利用明細は、PA-TYPE カード会員宛に送付するものとします。
第8条(年会費)	第8条(年会費)
PA-TYPE カード会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はクレジットカード送付時に通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しません。	PA-TYPE カード会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はクレジットカード送付時に通知するものとし、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。
(2013年2月改定)	(2025 年1月改定)

ETC カード特約(個人用)

ETC システム利用規程

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)	第1条(個人情報の収集・保有・利用等)
1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下当社と	1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下当社と

いう)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します)、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。	いう)との取引きの与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します)、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。
(1)申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)	(1)申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引きを行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびに電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)
(4)来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)	(4)来店、電話等での問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)
(8)会員等のインターネット(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等	(8)会員等のインターネット上(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等
2. (5)当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報にかかるとデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)	2. (5)当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るとデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)
4. 会員は、当社が下記の当社の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る)に、下記の目的のために第1条第1項の個人情報を保護措置を講じた上で提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。 ・(当社の提携会社等) 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社関西みらい銀行	4. 会員は、当社が下記の当社の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る)に、下記の目的のために第1条第1項の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。 ・(当社の提携会社等) 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社関西みらい銀行

・(利用目的) 商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動	株式会社みなと銀行 ・(利用目的) 商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動																																		
第3条(個人信用情報機関への登録・利用)	第3条(個人信用情報機関への登録・利用)																																		
<登録される情報とその期間> <table><tr><th rowspan="2">登録情報^①</th><th colspan="2">登録の期間^②</th></tr><tr><th>CIC^③</th><th>JICC^④</th></tr><tr><td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1^⑤</td><td colspan="2">左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間^⑥</td></tr><tr><td>②本規約に係る申込みをした事実^⑦</td><td colspan="2">当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間^⑧</td></tr><tr><td>③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実^⑨</td><td colspan="2">契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内^⑩</td></tr><tr><td>④債権譲渡の事実に係る情報^⑪</td><td>－^⑫</td><td>譲渡日から1年以内^⑬</td></tr></table>	登録情報 ^①	登録の期間 ^②		CIC ^③	JICC ^④	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1 ^⑤	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間 ^⑥		②本規約に係る申込みをした事実 ^⑦	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間 ^⑧		③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実 ^⑨	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 ^⑩		④債権譲渡の事実に係る情報 ^⑪	－ ^⑫	譲渡日から1年以内 ^⑬	<登録される情報とその期間> <table><tr><th rowspan="2">登録情報^①</th><th colspan="2">登録の期間^②</th></tr><tr><th>CIC^③</th><th>JICC^④</th></tr><tr><td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1^⑤</td><td colspan="2">左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間^⑥</td></tr><tr><td>②本規約に係る申込みをした事実^⑦</td><td colspan="2">当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間^⑧</td></tr><tr><td>③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実^⑨</td><td colspan="2">契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内^⑩</td></tr><tr><td>④債権譲渡の事実に係る情報^⑪</td><td>－^⑫</td><td>譲渡日から1年以内^⑬</td></tr></table>	登録情報 ^①	登録の期間 ^②		CIC ^③	JICC ^④	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1 ^⑤	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間 ^⑥		②本規約に係る申込みをした事実 ^⑦	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間 ^⑧		③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実 ^⑨	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 ^⑩		④債権譲渡の事実に係る情報 ^⑪	－ ^⑫	譲渡日から1年以内 ^⑬
登録情報 ^①		登録の期間 ^②																																	
	CIC ^③	JICC ^④																																	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1 ^⑤	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間 ^⑥																																		
②本規約に係る申込みをした事実 ^⑦	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間 ^⑧																																		
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実 ^⑨	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 ^⑩																																		
④債権譲渡の事実に係る情報 ^⑪	－ ^⑫	譲渡日から1年以内 ^⑬																																	
登録情報 ^①	登録の期間 ^②																																		
	CIC ^③	JICC ^④																																	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1 ^⑤	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間 ^⑥																																		
②本規約に係る申込みをした事実 ^⑦	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間 ^⑧																																		
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実 ^⑨	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 ^⑩																																		
④債権譲渡の事実に係る情報 ^⑪	－ ^⑫	譲渡日から1年以内 ^⑬																																	
※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等、契約日、契約の種類、貸付日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、入金日、入金予定日、完済日、完済予定年月、延滞等、月々の支払状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む)となります。	※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等、契約日、契約の種類、貸付日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、入金日、入金予定日、完済日、完済予定年月、延滞等、月々の支払状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む)となります。																																		
<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名称:株式会社シー・アイ・シー(CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp ○名称:株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp ※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。	<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名称:株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp ○名称:株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp ※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。																																		
第4条(繰上返済時の残高の開示)	第4条(繰上返済時の残高の開示)																																		
本会員は、家族会員が 家族会員のカード またはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の 手続 の全部または一部(手続 が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員および 家族会員のカード ならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。	本会員は、家族会員が 家族カード またはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の 手続き の全部または一部(手続き が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員および 家族カード ならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。																																		
第8条(会員契約が不成立の場合)	第8条(会員契約が不成立の場合)																																		

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、第1条第1項および第3条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。	会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的および第3条に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
第12条(同意条項の位置付けおよび変更)	第12条(同意条項の位置付けおよび変更)
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。	2. 本同意条項は当社所定の手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意	
私(本会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の1. に規定する暴力団員等もしくは1. の各号のいずれかに該当する場合、2. の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1. にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。	私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の1. に規定する暴力団員等もしくは1. の各号のいずれかに該当する場合、2. の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1. に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。
1. 貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。	1. 貴社との取引きに際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
(1)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 (2)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。	(1)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (2)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	2. (3)取引きに関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(2024年4月改定)	(2025年1月改定)
V21008 (24. 03) SCCB	V21008 (24. 12) SCCB